



令和 2 年 度

警 察 官 B

女性警察官 B

採用試験受験案内

令和 2 年 7 月 22 日
秋田県人事委員会
千葉県人事委員会
警 視 庁

◇受付期間

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、原則、電子申請により申し込みくださるよう、ご協力をお願いいたします。

(電子申請) 令和 2 年 7 月 22 日(水)午前 8 時 30 分～ 8 月 17 日(月)午後 5 時

(郵 送) 令和 2 年 7 月 22 日(水)～ 8 月 21 日(金)[8 月 21 日(金)付けの消印まで有効]

(持 参) 令和 2 年 7 月 22 日(水)～ 8 月 21 日(金)午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 (土曜日・日曜日及び祝日は除く)

◇第 1 次試験

(試 験 日) 令和 2 年 9 月 19 日(土)、20 日(日)

(試験会場) 9 月 19 日 : 秋田県警察学校

9 月 20 日 : ノースアジア大学

新型コロナウイルス感染症の影響等により、試験の日時や会場等を変更する場合は、秋田県人事委員会事務局のホームページでお知らせします。
(URLは下記「採用試験実施機関」に記載しています。)

採用試験
実施機関

秋田県人事委員会事務局 (秋田地方総合庁舎 4 階)

(所在地) 〒010-0951 秋田市山王四丁目 1 番 2 号

(TEL) 018-860-3253 (直通)

(FAX) 018-860-3872

(E-mail) appco@mail2.pref.akita.jp

(人事委員会事務局ホームページ) <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1295>

県人事委員会事務局HP
QRコード



問い合わせ
受験申込先

秋田県警察本部警務課

(所在地) 〒010-0951 秋田市山王四丁目 1 番 5 号

(TEL) 018-863-1111 (内線2624～2628)

(採用フリーダイヤル) 0120-863314

(秋田県警察本部ホームページ) <https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/>

又は最寄りの県内各警察署

秋田県以外の都県
の詳細に関する
問い合わせ先

千葉県人事委員会事務局
TEL 043-223-3717

警視庁採用センター
TEL 0120-314372

1 試験区分、採用予定時期、採用予定人員及び職務内容

- (1) 採用予定人員は変更になることがあります。
- (2) 試験区分「警察官B」は、秋田県、千葉県の各人事委員会及び警視庁（東京都）が共同で実施するもので、受験者は第2志望まで選択することができます。ただし、秋田県を第2志望とすること及び申込後の志望都県の変更はできません。また、第1志望の都県で第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

志望の例 ○第1志望：秋田県、第2志望：なし ○第1志望：秋田県、第2志望：警視庁
 ○第1志望：千葉県、第2志望：警視庁 ×第1志望：千葉県、第2志望：秋田県

(注) 女性警察官Bは秋田県のみを受験となります。

試験区分	採用予定人員（人）			職務内容
	秋田県	千葉県	警視庁	
警察官B	25	2	2	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。
女性警察官B	6			

2 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別
警察官B	秋田県	昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた男性
	千葉県	平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた男性
	警視庁	昭和60年9月21日から平成15年4月1日までに生まれた男性
女性警察官B	秋田県	昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた女性

(注1) 「警察官B」で第2志望を選択する場合は、各都県ごとに受験資格が異なりますので、ご注意ください。

(注2) 本年7月実施の警察官A、女性警察官A採用試験（第1回）を受験した者又は本試験と同日実施の警察官A、女性警察官A採用試験（第2回）を受験する者は受験できません。

◆次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
 イ 地方公務員法第16条に該当する者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 志望する都県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは令和3年3月31日までに卒業する見込みの者又は志望する各都県の人事委員会等がこれらに該当する学歴を有すると認める者（詳細は各都県に問い合わせること。）

3 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	令和2年9月19日(土) 体力試験 指定された時刻～(おおむね2時間) ※詳細は、受験票を返送する際にお知らせします。 「警察官B」で秋田県以外を第1志望とする受験者には、第1次試験において体力試験を実施しません。その場合、体力試験及び身体検査は各都県が実施する第2次試験の方法によります。	秋田県警察学校 (秋田市新屋勝平台9-2)
	令和2年9月20日(日) 教養試験 9時00分～11時20分 作文試験 11時40分～12時55分 (注)試験時間には説明の時間が含まれます。	ノースアジア大学 (秋田市下北手桜守沢46-1)
第2次試験 (予定) ※詳細は第1次試験合格通知でお知らせします。	◆第1次試験合格が秋田県の場合 令和2年10月19日(月)、20日(火)、21日(水)のうち指定する日時 令和2年11月中旬の指定する日時	秋田市
	◆第1次試験合格が秋田県以外の場合 令和2年11月26日(木):千葉県 令和2年12月1日(火):警視庁	

4 試験の種目及び方法・内容

(1) 第1次試験

試験種目	試験区分	問題形式	配点 (秋田県)	方法・内容
体力試験	各試験区分共通	実技試験	100点	警察官として職務遂行に必要な体力についての実技試験 (握力、立ち幅跳び、上体起こし、反復横跳び、20mシャトルラン) (注)急激な運動により怪我をしないように、事前の体調管理をお願いします。
教養試験		択一式 50問 120分	100点	警察官として必要な高校卒業程度の学力を問う一般知識及び能力についての筆記試験 (出題分野:社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理・資料解釈)
作文試験		記述式 1題 60分	100点	文章による課題把握力、論理的思考力、文章表現力等を問う試験 (作文用紙1枚800字以内) 出題例:令和元年度作文課題 「県民から信頼される警察官になるために必要なことは何か、あなたの考えを述べなさい。」

(2) 第2次試験

試験種目	配点	方法・内容
口 述 試 験		
○ 集 団 面 接	100点	人物についての集団面接及び個別面接による試験
○ 個 別 面 接	200点	
適 性 検 査	職務遂行に必要な適性についての検査	
身体精密検査(秋田県) ※診断書提出	次の基準による警察官として職務遂行に必要な健康度及び身体等についての検査	
	検査項目	基 準
	視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上
	色 覚	職務遂行に支障がないこと
	その他	職務遂行に支障がなく、健康であること

(注1)「警察官B」で秋田県以外を第1志望とする受験者には、第1次試験において体力試験を実施しません。第1志望とする各都県が実施する第2次試験の方法によります。なお、各都県の身体検査及び身体精密検査の基準は次のページのとおりです。

(注2)試験種目、配点及び方法・内容は秋田県のものであり、都県により異なります。詳しくは志望する都県に直接お問い合わせください。

◆身体検査及び身体精密検査の基準（秋田県以外の都県）

	千葉県	警視庁
身長	—	おおむね160cm以上であること
体重	—	おおむね48kg以上であること
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること	裸眼視力が両眼とも0.6以上、又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること
色覚	職務遂行上支障がないこと	警察官としての職務執行に支障がないこと
聴力	職務遂行上支障がないこと	警察官としての職務執行に支障がないこと
その他	職務遂行上必要な筋力、敏しょう性、瞬発力等があること	身体の運動機能が警察官としての職務執行に支障がないこと

5 試験問題出題例

<例題> 3種類の飲物A、B、Cがある。値段の比はAとBが1：4、BとCが2：1であり、A、B、Cを1本ずつ買うと合計で560円になる。AとCの値段の差はいくらか。

1. 40円
2. 50円
3. 60円
4. 70円
5. 80円

<正答>5

6 資格調査等

受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について資格調査を行います。

なお、受験者の個人情報、警察官採用試験及び警察官として採用された後の人事管理にかかわる事務に利用することを目的として収集するものであり、秋田県個人情報保護条例に基づき適正に管理するとともに、目的以外のために使用することはありません。

7 合格者の決定方法

合格者は合計（総合）得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験、第2次試験ともに、各試験種目（適性検査を除く。）において、一定の基準に達しない試験種目が一つでもある場合、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格になります。

(1) 第1次試験の合格者の決定方法

第1次試験は、体力試験、教養試験及び作文試験の合計得点を総合得点とし、合格者は、総合得点の高い人から成績順に決定します。

ただし、秋田県が第1志望で、体力試験、教養試験の結果が基準に達しない場合は、作文試験が採点の対象外となります。この場合、体力試験及び教養試験の合計得点を第1次試験の総合得点とみなします。

(2) 最終合格者の決定方法

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い人から成績順に決定します。

ただし、第1次試験及び第2次試験の合計得点が、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

8 合格者の発表

秋田県 志望	第1次試験合格発表	令和2年10月上旬 ※詳細は、第1次試験当日にお知らせします。	秋田県庁正面公告板、秋田県警察本部及び県内各警察署掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知します。
	最終合格発表	令和2年12月上旬	
他都県 志望	第1次試験合格発表	千葉県 令和2年11月中旬 警視庁 令和2年11月下旬	志望する都県から合格者に書面で通知します。
	最終合格発表	千葉県 令和3年1月下旬 警視庁 令和3年2月中旬	志望する都県から第2次試験受験者全員に書面で通知します。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第22条第1項の規定により、本人が口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び祝日等の県の休日を除く午前9時から午後5時までの間に秋田県人事委員会事務局へ直接おいでください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
秋田県の第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位	第1次試験合格発表の日から1か月間 ただし、「警察官B」で他都県を第2志望にしている者については、当該都県の最終合格発表日から1か月間	秋田県人事委員会事務局 秋田市山王四丁目1番2号 (秋田地方総合庁舎4階)
秋田県の第2次試験受験者	第1次試験及び第2次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位	最終合格発表の日から1か月間	

10 合格してから採用まで及び昇任について

(1) 採用者の決定

最終合格者は、試験区分ごとの秋田県警察官採用候補者名簿、又は合格を決定した都県の警察官B採用候補者名簿に登載され、当該都県の任命権者（警視総監又は警察本部長）からの請求に応じて各都県の規定に基づき提示されます。各任命権者は提示された者のうちから採用者を決定します。

(2) 採用予定日

この名簿からの採用は、原則として令和3年4月1日の予定です。

なお、採用から6か月間（初任教養中の者については、その初任教養期間を終了するまでの間）は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法の規定が適用されません。その他条件は正式採用時と変わりません。

(3) 採用後の配属

採用決定後は、採用した各都県の巡査に任命され、初任科生として警察学校に入校し、10か月間の初任教養を受けた後、各警察署等に配属されます。

(4) 昇任

警察官は、だれでも成績次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教育を受ける機会が与えられ、試験等により上級幹部へ昇任することができます。

(5) 虚偽の申告があった場合

受験申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合は、採用されないことがあります。

11 勤務条件（秋田県の例）

(1) 給与

初任給（令和2年4月1日現在）は原則として、公安職給料表1級3号給月額172,364円が支給されます。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例等により、修学年数・経歴その他の事項を勘案の上、決定されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。また、採用と同時に勤務に必要な被服が支給又は貸与されます。

(2) 勤務時間

週38時間45分勤務で、通常勤務の場合、勤務時間は土曜日、日曜日及び祝日等の県の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までですが、勤務内容や勤務場所により、休日勤務や交替制勤務等の変則的な勤務となる場合があります。

(3) 休暇

年間20日（採用年は15日）の年次休暇や、病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

(4) 福利厚生

職員宿舎のほか、診療室などの施設があります。

12 受験の申込手続

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、原則、電子申請により申し込みくださるよう、ご協力をお願いいたします。

受験申込の方法は(1)インターネットから申し込む方法（電子申請）、(2)用紙に記入して申し込む方法の2通りあります。

(1) インターネットから申し込む場合（電子申請）

① 申込み

「美の国あきたネット」の「電子手続き・入札・補助金等」から「秋田県電子申請・届出サービス」にアクセスして利用者登録をした後に、画面上の受験申込書を入力し、申し込み内容に間違いがないか確認した上で送信してください。なお、申し込みを受付すると、すぐに電子申請・届出サービスへの利用者登録の際に登録したメールアドレスに申込完了通知メールにより整理番号とパスワードが通知されます。

(注) 8月17日（月）までに通知が届かない場合は、受験申込期間内に速やかにお問い合わせください。

② 受験申込書の入力要領

◆印欄以外の必要箇所に漏れなく入力し、該当する事項を選択（チェックマーク）してください。

(注) 電子申請により申込みをする場合は、申込時点で写真票・受験票の入力は必要ありません。受験申込書の入力のみとなります。

使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

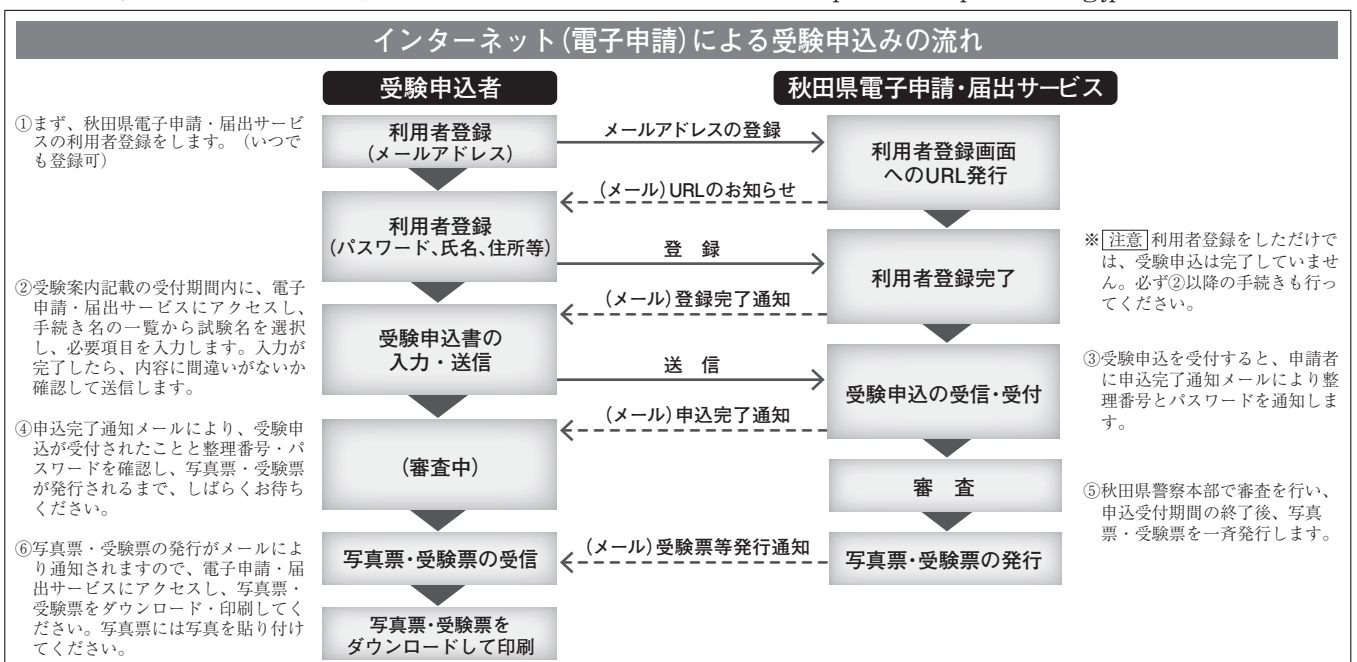
③ 受験票・写真票の交付

令和2年9月11日（金）までに受験票等が発行され、メールアドレスに受験票等発行のお知らせが送信されますので、「電子申請・届出サービス」にアクセスし、写真票・受験票をダウンロード・印刷してください。

- 最近3か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦4cm・横3cm）の裏面に名前を記入し、写真票の写真貼付欄に貼ってください。
- 写真票の署名欄に氏名を自筆で必ず記入してください。
- 写真票と受験票を切り離して、両方とも受験当日に忘れずに持参してください。

(注) 第1次試験開始前に写真票と受験票の照合を行います。写真票及び受験票を持参していない方は、原則として受験できません。

▶秋田県公式ホームページ「美の国あきたネット」アドレス <https://www.pref.akita.lg.jp/>



(2) 用紙に記入して申し込む場合

① 受験申込書の入手

受験申込書は、県庁や地域振興局、警察本部や警察署等で配布している（配布版）ほか、ホームページからダウンロードする（ダウンロード版）ことができます。

ダウンロードする場合は、受験申込書、写真票・受験票をそれぞれ印刷してください（両面印刷不可）。

② 受験申込書の記入

a. 記入例（配布版は申込書の裏面、ダウンロード版はホームページに掲載）に従い、※印欄以外の必要箇所に黒のボールペンを用いて、楷書で、数字は算用数字で記入してください。

b. 志望コード記入欄は、ページ下の「志望コードの記入の仕方」に従って記入してください。

③ 写真票の記入要領

最近3か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦4cm・横3cm）の裏面に名前を記入し、写真貼付欄に貼ってください。また、署名欄に氏名を自筆で必ず記入してください。

④ 受験票の記入要領

a. 配布版

受験票裏面（郵便はがきの部分）に郵送してほしい宛先を明記し、必ず63円切手を貼ってください。

b. ダウンロード版

「受験票」の裏面に63円の郵政はがき又は63円の切手を貼った白色無地の私製はがきを、のりで貼ってください。

また、「受験票」の裏面に貼ったはがきに、受験票を郵送してほしい宛先を明記してください。

c. 配布版、ダウンロード版ともに、「写真票」と「受験票」は切り離さないでください。

⑤ 受験申込書の提出

提出の方法は、郵送と持参の2通りあります。

a. 郵送する場合

受験申込書と写真票・受験票とをあわせて秋田県警察本部警務課あてに、封書にして、簡易書留で郵送してください。（普通郵便で郵送した場合、事故等に対応できません。）

b. 持参する場合

受験申込書と写真票・受験票とをあわせて秋田県警察本部警務課又は県内各警察署に持参してください。

⑥ 受験票の交付

受験票は、9月上旬頃に郵送で交付しますので、受験当日に忘れずにお持ちください。なお、令和2年9月11日（金）までに受験票が届かない場合は、秋田県警察本部警務課に必ずお問い合わせください。

（注）第1次試験開始前に写真票と受験票の照合を行います。受験票を持参していない方は、原則として受験できません。

志望コードの記入の仕方

志望順位は、「警察官B」受験者のみが記入できます。

以下のコードに従って間違いのないようはっきりと記入（入力）してください。

（注）秋田県を第2志望にすることはできません。

志望先	志望コード
秋田県警	05
千葉県警	12
警視庁	13

（記入例）

◆第1志望が秋田県警、第2志望が千葉県警の場合

第1志望	秋田県警	志望コード	0	5
第2志望	千葉県警	志望コード	1	2

◆秋田県警のみを志望する場合

第1志望	秋田県警	志望コード	0	5
第2志望	なし	志望コード		

13 第1次試験に関する注意事項

(1) 持ち物

1日目の体力試験当日は受験票、写真票（電子申請の場合のみ）、筆記用具*、運動着及び運動靴（内履き）を持参してください。（◆新型コロナウイルス感染症の影響等により、体力試験の内容を変更する場合は、秋田県人事委員会事務局のホームページでお知らせします。）

2日目の教養試験・作文試験当日は、受験票及び筆記用具*を持参してください。

また、両日とも、受験者が申込者本人であることを確認する場合がありますので、顔写真付きの身分を証明できるものを持参してください。また、試験室によっては、時計がないか、席から見えにくい場合がありますので、時計（時計機能のみ）は各自持参してください。なお、携帯電話やスマートフォンについては、試験中の使用（時計代わりの使用を含む）は認められません。

※HBの鉛筆とシャープペンシル、黒のボールペン、消しゴム

(2) その他

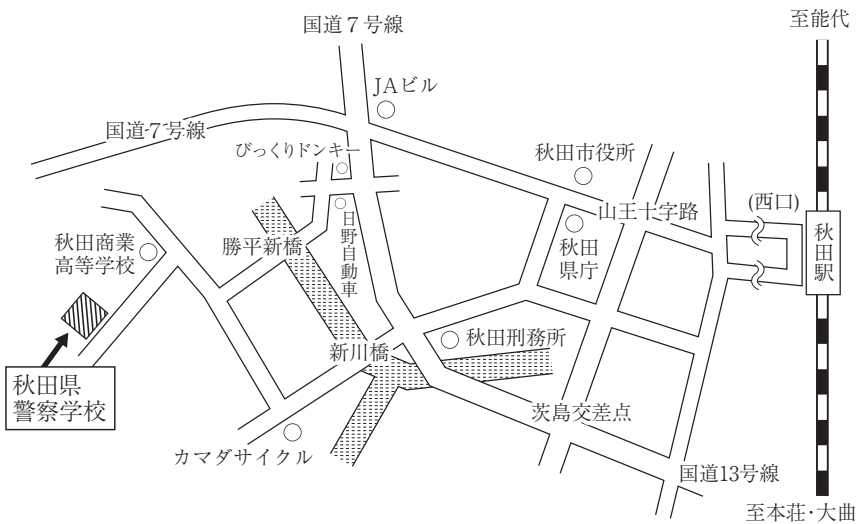
災害の発生等やむを得ない事情により試験の日時や会場等を変更する場合、その他緊急の連絡をする場合は、秋田県人事委員会事務局のホームページでお知らせします。（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1295>）

第1次試験会場 案内

◆試験会場及びその周辺には自家用車の駐車はできません。

9月19日(土) 秋田県警察学校 (所在地) 秋田市新屋勝平台9-2

※送迎の場合は会場の敷地内(玄関前)まで乗り入れて乗降車してください。



交通

【行き】

秋田駅西口発
川尻割山線 701系統
(西口のりば⑥)
「警察学校前」下車 徒歩5分

7:50	13:30
8:35	14:30
9:30	15:10
10:25	15:40
11:25	16:40
12:30	

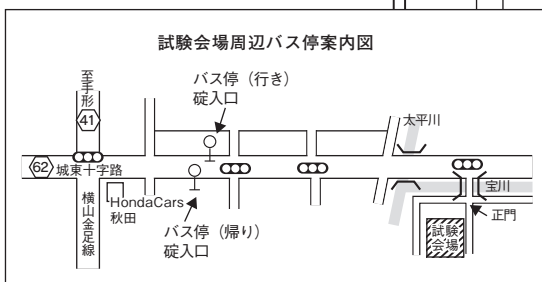
【帰り】

秋田駅西口行
川尻割山線 701系統
「警察学校前」乗車

10:49	15:34
11:39	16:34
12:24	17:34
13:34	18:44
14:34	19:34

※発時刻は、天候や交通事情により遅れる場合があります。

9月20日(日) ノースアジア大学 (所在地) 秋田市下北手桜守沢46-1



交通

【行き】

秋田駅西口発
赤沼線340系統(西口のりば11番)
「碓入口」下車 徒歩15分
7:40 発

秋田駅東口発
赤沼線340系統(東口のりば2番)
「碓入口」下車 徒歩15分
8:05 発

【帰り】

秋田駅西口行
赤沼線341系統
「碓入口」乗車
13:24 発

秋田駅東口行
赤沼線341系統
「碓入口」乗車
14:54 発

試験終了後に秋田駅行きの臨時バス(有料)を運行する予定ですので、利用を希望する方は受験申込書に記入してください。

なお、利用希望者数によっては、運行できない場合もありますので、ご了承ください。
運行の有無及び運行時刻等の詳細は、秋田県人事委員会事務局ホームページでお知らせします。

※発時刻は、天候や交通事情により遅れる場合があります。

[注意] ゴミは各自持ち帰ってください。